

産廃協

Vol.129

平成31年4月



美しい郷土をつくるために



一般社団法人 富山県産業資源循環協会

プラスチックごみに関する取組みについて

富山県生活環境文化部環境政策課

世界的にプラスチックごみが問題になる中、県では、国が本年6月のG20大阪サミットに向けて検討を進めている「プラスチック資源循環戦略」などを踏まえ、プラスチックごみなどの3Rを一層進めたいと考えております。

こうした取組みについては、本年10月に本県で開催される「世界で最も美しい湾クラブ世界総会」などの機会を通じて県内外へ広くPRしたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力をお願いします。

1 国の取組み

(1) プラスチック資源循環戦略の策定

国では、アジア各国の廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略の検討を進めています。平成31年2月に公表された戦略（案）の概要は次のとおりです。

<戦略案の概要>

1. 重点戦略

平成31年2月22日 環境省の中央環境審議会小委員会で戦略案を決定。

今後、環境大臣への答申を経て、6月までに政府の戦略へ格上げ予定。

① プラスチックの資源循環

- リデュース等の徹底：レジ袋の有料化義務化（無料配布禁止等）など
- 効果的・効率的で持続可能なりサイクル：プラスチック資源について適正な店頭回収や拠点回収の推進など
- 再生材・バイオマスプラスチックの利用促進：可燃ごみ用指定収集袋の材質転換等

② 海洋プラスチック対策

- 清掃活動と一体となった海への流出抑制、流域単位で連携した取組みの支援
- 地方自治体等への支援を通じた海岸漂着物の回収・処理

③ 国際展開

- 途上国での海洋プラスチックの発生抑制などへの対策支援
- 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築

2. 今後の戦略展開

世界トップレベルの野心的な「マイルストーン」（段階的な目標）を設定し、その達成を目指す。

■リデュース

<～2030年> 使い捨てプラ（容器包装等）を累積で25%排出抑制

■リユース・リサイクル

<～2025年> 分別やリユース、リサイクル（困難な場合は熱回収）などが容易になるようプラ製容器包装・製品のデザインを工夫

<～2030年> プラ製容器包装の6割をリユース又はリサイクル

<～2035年> 全ての使用済プラを100%有効利用（熱回収含む）

■再生利用・バイオマスプラスチック

<～2030年> プラ再生利用を倍増、バイオマスプラを最大限（約200万t）導入

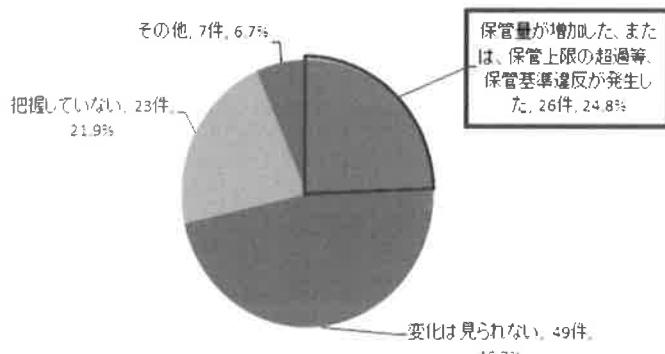
(2) 外国政府による廃棄物の輸入規制等に係る影響等に関する調査（平成30年10月公表）

国では、中国の輸入禁止措置等による国内への影響を把握するため、都道府県、廃棄物処理法上の政令市及び廃棄物処理業者に対し、アンケート調査を実施しました。その結果については、次のとおりです。

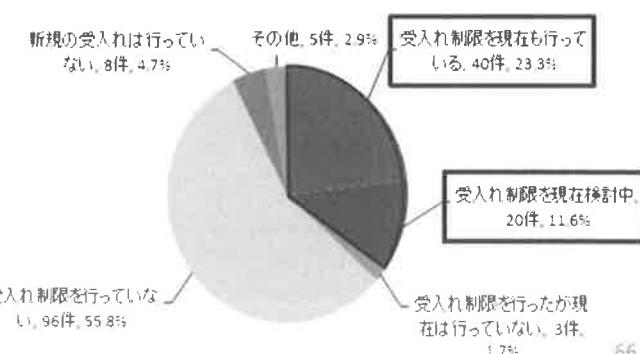
【調査結果（総括）】

- 外国政府の輸入規制等の影響による廃プラスチック類の不法投棄は、平成30年7月末時点では、本アンケートに回答いただいた自治体においては確認されていない。
- 一方、現時点では生活環境の保全上の支障の発生は確認されていないものの、一部地域において上限超過等の保管基準違反が発生していること、一部処理業者において受入制限が実施されていることから、今後、廃プラスチック類の適正処理に支障が生じたり、不適正処理事案が発生する懸念がある状況。

<自治体からの保管状況の変化についての回答>



<処理業者からの受入れ制限についての回答>



【今後の対応】

- 外国政府の動向も踏まえながら、国内における廃プラスチック類の処理の状況や不法投棄等に関する実態把握及び自治体を含めた情報共有を進めていく。
- 加えて以下の対策を可能な限り速やかに講じる。
 - ① 既存施設の更なる活用や、関係団体との協力により不適正な事案の発生時も即時に対応が可能となる体制の構築を検討。
 - ② 廃プラスチック類のリサイクル施設等の処理施設の整備等を速やかに進め、国内資源循環体制を構築。

会員の皆様へ

今後、処理が全国的に滞った場合には、本県への影響も懸念されますので、排出事業者の皆様には、分別の徹底や処理先の複数確保など、必要な準備を進めてくださるようお願いします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

富山県生活環境文化部長から周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

環政第1122号

平成31年3月5日

一般社団法人富山県産業廃棄物協会
会長 橋 正則 様

富山県生活環境文化部長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

本県の環境行政の推進につきまして、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、このことについて、環境省から別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会員に対し周知くださるようお願いします。

【改正内容の概要】

- 1 水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品に「放電管」、「水銀圧入法測定装置」、「ガス分析計」、「容積形力計」、「滴下水銀電極」、「水銀等ガス発生器」を追加。
- 2 水銀回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物の対象に「放電管」、「容積形力計」、「滴下水銀電極」を追加。
- 3 特別管理産業廃棄物に該当する廃水銀等を排出する特定施設に「水銀圧入法測定装置を有する施設」を追加。

【事務担当】

環境政策課廃棄物対策班 石倉

TEL : 076-444-9618 (直通)

FAX : 076-444-3480



環循規発第1903017号
平成31年3月1日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長
(公印省略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成30年環境省令第25号。以下「改正省令」という。）が平成30年12月3日に公布され、平成31年3月3日から施行されることとなった。

については、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、これまで様々な法令改正が行われてきたところである。今般、水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品を定めた新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成27年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。以下「新用途製品命令」という。）が改正され、新たな水銀使用製品が追加されることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）においても必要な改正を行うものである。

第二 改正の内容

- 1 水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品及びあらかじめ水銀の回収が必

必要な水銀使用製品の追加

新用途製品命令は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号。）第 13 条並びに第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、水銀に関する水俣条約の発効以前から存在する用途に利用されている水銀使用製品（以下「既存用途水銀使用製品」という。）を定め、これ以外の水銀使用製品（「新用途水銀使用製品」）を製造・販売する場合の事業者による評価の方法、事業所管大臣への評価結果等の事前届出の手続等を定めている。

今般、新用途製品命令が改正され、既存用途水銀使用製品として新たな製品が追加されることから、規則別表第 4 に掲げる水銀使用製品に、放電管（水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ（蛍光ランプ及び HID ランプを含む。）を除く。）、水銀圧入法測定装置、ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）、容積形力計、滴下水銀電極及び水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）の計 6 製品を加えたこと。また、これらの 6 製品のうち、規則別表 5 に掲げる、水銀又はその化合物の割合が相当の割合以上であり、あらかじめ水銀の回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品に、放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及び HID ランプを含む。）を除く。）、容積形力計及び滴下水銀電極の計 3 製品を加えたこと。

なお、今般の改正は、水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品の追加のみを行うものであるが、これらの処理方法については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、従前の水銀使用製品産業廃棄物と同様の方法により適正に処理するよう指導されたいこと。

2 廃水銀等を排出する特定施設の改正

廃棄物処理法に基づく、特別管理産業廃棄物に該当する廃水銀等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 2 条の 4 第 5 号ニで規定する廃水銀等をいう。以下同じ。）は、規則第 1 条の 2 第 5 項各号に掲げられているところ、同条第 1 号においては、規則別表第 1 に掲げる施設において生じた廃水銀等とされている。これまで、水銀圧入法測定装置を有する施設から生じた廃水銀等については、特別管理産業廃棄物として処理することとしていた。

今般、新用途製品命令が改正され、新たな水銀使用製品が追加されることに伴い、規則別表第 4 に掲げる水銀使用製品に水銀圧入法測定装置が追加されることとなるが、現行規定においては、特別管理産業廃棄物に該当する廃水銀等を、規則別表第 1 により「水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設（において生じた廃水銀等）」としていることから、引き続き水銀圧入法測定装置を有する施設において生じた廃水銀等が特定管理産業廃棄物として取り扱われるよう、これを「水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品（水銀圧入法測定装置を除く。）を除く。）を有する施設（において生じた廃水銀等）」となるよう規定を整理したこと。

したがって、今般の改正においては、規則別表第 1 の規定を改正しているものの、水銀圧入法測定装置を有する施設から生じた廃水等については、その取扱いを変更するものではないことから、従前のとおり、廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物として適正に処理されるよう指導されたいこと。

3 その他

今般の改正を踏まえた水銀使用製品産業廃棄物の処理に係る制度の詳細については、別途「水銀廃棄物ガイドライン」（平成 29 年 6 月）を改定したので、その運用に当たって、これを適宜活用ありたいこと。

廃エアゾール製品の処理における爆発事故防止対策の徹底について

富山県生活環境文化部環境政策課から周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

事務連絡
平成30年12月28日

一般社団法人富山県産業廃棄物協会 御中

富山県生活環境文化部環境政策課

廃エアゾール製品の処理における爆発事故防止対策の徹底について

本県の環境行政の推進につきまして、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

廃エアゾール製品の処理における爆発事故防止対策の徹底について、環境省から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、本通知の内容に留意するとともに、貴会員に対し周知くださるようお願いします。

事務担当
廃棄物対策班 石倉
TEL : 076-444-9618 (直通)
FAX : 076-444-3480

環循規発第 1812273 号
平成 30 年 12 月 27 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長
(公印省略)

廃エアゾール製品の処理における爆発事故防止対策の徹底について（通知）

産業廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところである。

本年 12 月 16 日、札幌市において、大量のエアゾール製品の内容物が屋内で噴射され、これに引火したことが原因とみられる爆発・火災事故が発生したことに関して、事故の原因については調査が進められているが、スプレー缶の処理に係る行為が原因となり事故が発生した可能性があるところである。

各都道府県及び政令市（以下「都道府県等」という。）に対しては、これまで、平成 9 年 12 月 16 日付け厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知「廃棄物処理事業における爆発事故防止対策の徹底について」（別紙）にてエアゾール製品処理対策協議会においてとりまとめた「事業者によるエアゾール製品の安全廃棄処理指針」の周知依頼及び適正処理確保の徹底を図っているところであるが、廃エアゾール製品の処理における爆発事故防止に万全を期すため、都道府県等においては、別紙の内容について排出事業者及び処理業者に対し改めて周知するとともに、爆発事故防止対策を含め廃エアゾール製品の適正処理確保を徹底されるよう改めてお願いする。周知等に当たっては、近年はエアゾール製品にガス抜きキャップ等が装着されているものもあり、この点も考慮の上で行われたい。

また、本件については公益財團法人全国産業資源循環連合会に対しても、関係者に周知するよう依頼している。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

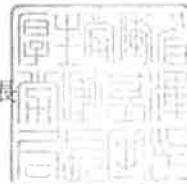
労働者死傷病報告の様式改正について

厚生労働省労働基準局長から周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

基発 0108 第5号
平成31年1月8日

公益社団法人全国産業廃棄物連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



労働者死傷病報告の様式改正について

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第2号）が本日公布され、施行されたところです。

については、本改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、貴団体におかれても、この趣旨を御理解いただくとともに、傘下会員事業場等に対する本改正内容の周知等について、御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

第1 改正の趣旨

今般の改正は、外国人労働者に係る労働災害防止対策の推進に資するため、外国人労働者を雇用する事業者から提出のあった労働者死傷病報告により、外国人労働者に係る労働災害の発生状況を確認できるようにするため、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第97条の規定に基づく様式第23号（休業4日以上の労働者に係る労働災害等に係る労働者死傷病報告）について所要の改正を行ったものである。

第2 改正の要点

1 報告項目の追加

外国人労働者を雇用する事業者から提出のあった労働者死傷病報告により、外国人労働者に係る労働災害の発生状況を確認できるようにするため、被災労働者が外国人（「外交」又は「公用」の在留資格の者及び特別永住者を除く。以下同じ。）である場合に「国籍・地域」（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」と

いう。) 第2条第5号口に規定する地域) 及び「在留資格」(入管法第2条の2第1項に規定する在留資格) を記入する欄を新たに設けたこと。

2 その他

1の改正に伴い、備考等について所要の改正を行うものとしたこと。

なお、改正後の労働者死傷病報告の様式は別添を参照すること。

第3 細部事項

事業者は、「国籍・地域」及び「在留資格」の欄は、被災労働者が外国人である場合に、旅券、在留カード又は在留資格証明書により確認し、記入すること。

なお、事業者は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第28条及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則(昭和41年労働省令第23号)第10条に基づき公共職業安定所長あて提出している外国人雇用状況届出書に記入している国籍・地域及び在留資格を記入すれば足りること。

有害物ばく露作業報告対象物(平成31年対象・平成32年報告)について

厚生労働省労働基準局安全衛生部長から周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

基安發1228第1号
平成30年12月28日

公益社団法人全国産業資源循環連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 洽)

有害物ばく露作業報告対象物（平成31年対象・平成32年報告）について

化学物質対策に係る行政の推進につきましては、日頃から格段の御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第95条の6の規定に基づく報告（以下「有害物ばく露作業報告」という。）は、事業場における労働者の有害物へのばく露の状況等を把握し、その結果、ばく露によって健康障害が発生するおそれのある場合には、必要な措置を講じていくことを目的としたものであり、今後、化学物質対策を効果的に進めていく上で必要なものとして平成18年から行われています。

有害物ばく露作業報告の対象となる物については、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成18年厚生労働省告示第25号。以下「告示」という。）により定められていますが、本日、告示の一部が改正され、下記のとおり平成31年1月1日から同年12月31日を対象期間とする有害物ばく露作業報告（報告期間は平成32年1月1日から同年3月31日まで）の対象となる物が新たに定められたところです。

つきましては、本制度の趣旨を御理解の上、本制度が円滑に運用されるよう貴団体の会員又は傘下事業場等に対して下記の事項について周知いただき、有害物ばく露作業報告の対象となる事業場において適正に有害物ばく露作業報告がなされるよう御協力をお願いいたします。

記

1 有害物ばく露作業報告制度の概要

安衛則第95条の6の規定に基づき、事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにばく露するおそれのある作業に従事させた

ときは、事業場ごとに安衛則様式第 21 号の 7 の有害物ばく露作業報告書（以下「報告書」という。）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこと。

2 有害物ばく露作業報告の対象となる物

今般の告示の一部改正において新たに有害物ばく露作業報告の対象となる物は、次の表の中欄に掲げる物（以下「対象物」という。）及び対象物を含有する製剤その他の物（対象物の含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。以下「製剤等」という。）であること。

コード	物	含有量 (重量%)
243	アスファルト	0.1%未満
244	エチレングリコールモノーノルマルーブチルエーテル（別名 ブチルセロソルブ）	0.1%未満
245	オルト－クレゾール	0.1%未満
246	シクロヘキサン	0.1%未満
247	1, 1-ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）	0.1%未満
248	フルフラール	0.1%未満
249	メチルターシャリーブチルエーテル（別名MTBE）	0.1%未満

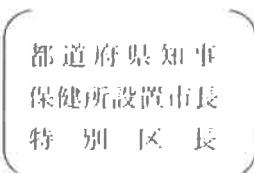
3 有害物ばく露作業報告の期間等

事業者は、平成 31 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量（製剤等を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤等に含有される対象物の量を含む。）が 500 キログラム以上になったときは、平成 32 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に、所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければならないこと。

爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について

厚生労働省医薬・生活衛生局から周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

薬生総発0110第1号
薬生薬審発0110第2号
薬生監麻発0110第5号
平成31年1月10日

各  衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長

（ 公 印 省 略 ）

爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について

毒物及び劇物や医薬品等の適正な管理等の推進については、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年にG20大阪サミット等、来年には2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されていることから、爆発物の原料となり得る化学物質の適正な管理と爆発物を使用したテロ等の未然防止をさらに推進するため、今般、警察庁警備局警備企画課長より別添のとおり依頼があったところです。

つきましては、爆発物の原料となり得る化学物質及びそれらの製剤を取り扱う薬局開設者、店舗販売業者、毒物劇物営業者、医薬品製造販売業者等に対する適切な保管管理の徹底、譲渡手続及び交付制限の厳守等のより一層の指導を行う必要がありますので、下記事項に御留意の上、貴管下関係業者団体に対し傘下業者へのこれらの指導内容の周知徹底を要請する等、貴管下事業者に対する指導について格段の御配慮をお願いいたします。

また、警察官からその職務上、薬局開設者、店舗販売業者、毒物劇物営業者、医薬品製造販売業者等に係る名簿の閲覧請求があった場合には協力していただくようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会長、全国化学工業薬品団体連合会長、日本製薬団体連合会長、公益社団法人日本薬剤師会長、一般社団法人日本保険薬局協会、一般社団法人日本薬局協励会、一般社団法人日本化学品輸出入協会長、日本チェーンドラッグストア協会長、一般社団法人日本医薬品登録販売者協会及び公益社団法人全日本医薬品登録販売者協会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

- 1 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「毒劇法」という。）に規定する毒物及び家庭用劇物以外の劇物の一般消費者への販売を自粛すること。
- 2 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム（以下「爆発物の原料となり得る化学物質」という。）及びそれらの製剤のうち、毒劇法に規定する劇物に該当するものについて、同法に基づき、適切な保管管理を行うとともに、譲渡手続及び交付制限を厳守し、また、盗難又は紛失事件が発生したときは、直ちに警察署に届けること。
- 3 爆発物の原料となり得る化学物質及びそれらの製剤のうち、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する劇薬に該当するものについて、同法に基づき、適切な保管管理を行うとともに、譲渡手続及び交付制限を厳守すること。また、盗難又は紛失事件が発生したときは、直ちに警察署に届けられたいこと。
- 4 爆発物の原料となり得る化学物質のうち、劇物又は劇薬に該当しないものについて、販売を行った化学物質の名称（又は販売名）、数量、その他販売の記録を記載した書面（電磁的記録を含む。）を保存するよう努められたいこと。また、盗難又は紛失を防止するのに必要な措置を講じるなど、適切な保管管理を行うよう努められたいこと。さらに、盗難又は紛失事件が発生したときには、直ちに警察署に届けられたいこと。
- 5 爆発物の原料となり得る化学物質について、一般消費者に対してインターネットを利用した販売を行う場合、又は大量に販売を行う場合には、購入者の連絡先及び使用目的を確認・記録した上で行うこととし、使用目的が不審若しくはあいまいである者又は社会通念上妥当でないおそれがあると認められる者には、販売を差し控えるとともに、当該者の不審な動向について直ちに警察署に届けられたいこと。

毒物及び劇物指定令の一部改正等について

厚生労働省医薬・生活衛生局長から周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

薬生発1219第1号
平成30年12月19日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物指定令の一部改正等について(通知)

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(平成30年政令第342号。以下「改正政令」という。)及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第144号。以下「改正省令」という。)が平成30年12月19日に公布されましたので、下記に御留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願ひいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学会議会会长、全国化学工業薬品団体連合会会长、日本製薬団体連合会会长、公益社団法人日本薬剤師会会长及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会长宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を新たに劇物に指定した

(1) ジシクロヘキシリアミン及びこれを含有する製剤。ただし、ジシクロヘキシリアミン4%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 101-83-7)

(2) 3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(3R)-1, 1, 3-トリメチル-2, 3-ジヒドロ-1H-インデン-4-イル]-1H-ヒラゾール-4-カルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(3R)-1, 1, 3-トリメチル-2, 3-ジヒドロ-1H-インデン-4-イル]-1H-ヒラゾール-4-カルボキサミド3%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 1352994-67-2)

(3) メルカブト酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、メルカブト酢酸1%以下を含

有するものを除く。

(CAS No. : 68-11-1)

(4) モルホリン及びこれを含有する製剤。ただし、モルホリン6%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 110-91-8)

2 効物として指定されていた次に掲げる物を効物から除外した。

有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、2²-フルオロー-3¹-プロピル [1¹, 2¹; 2¹, 3¹-テルフエニル] - 1⁴-カルボニトリル及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 127523-43-7)

3 施行期日

平成31年1月1日から施行する。ただし、2については、公布日から施行する。

4 経過措置等

(1) 今回新たに効物に指定した物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行日（平成31年1月1日）において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成31年3月31日までは、毒物及び効物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物効物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用しない。また、新たに効物に指定した物のうち、改正政令の施行日において、現に存するものについては、平成31年3月31日までは、法第12条（毒物又は効物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は、適用しない。

(2) 今回新たに効物に指定した物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受け、毒物効物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に關しても、法第12条第3項（毒物又は効物の表示）、第14条（毒物又は効物の譲渡手続）、第15条（毒物又は効物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用するため、関係業者に対して適切に指導されたい。

第2 改正省令について

1 次に掲げる物を農業用品販売業者が取り扱うことができる効物に指定した。

3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(3R)-1, 1, 3-トリメチル-2, 3-ジヒドロー-1H-インデン-4-イル]-1H-ビラゾール-4-カルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(3R)-1, 1, 3-トリメチル-2, 3-ジヒドロー-1H-

インデン-4-イル] - 1H-ピラゾール-4-カルボキサミド3%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 1352994-67-2)

2 施行期日

平成31年1月1日から施行する。

第3 その他

改正政令の新旧対照表については別添1、今般、劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については以下を参考とされたい。

平成30年度第2回薬事・食品衛生審議会薬事分科会資料（資料28 平成30年度第1回毒物劇物部会について）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000360158.pdf>

毒物及び劇物の適正な保管管理等のさらなる徹底について

富山県厚生部長、生活環境文化部長から周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

く政第767号
環保第1115号
平成31年2月6日

一般社団法人 富山県産業廃棄物協会会長 殿

富山県厚生部長
富山県生活環境文化部長
(公印省略)

毒物及び劇物の適正な保管管理等のさらなる徹底について

毒物及び劇物の保管管理については、かねてから適正な取扱いに留意いただいているところですが、別添のとおり、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長から通知がありました。

つきましては、下記事項にご留意の上、毒物及び劇物の適正な保管管理の徹底を行うよう貴会会員（組合員）に周知願います。

記

- 1 「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和52年3月26日付け薬発第313号薬務局長通知）、「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について」（平成30年7月24日付け薬生薬審発0724第1号）等を踏まえ、保管設備の点検、取扱量の定期点検、不要物の適正な廃棄等の保管管理が適切になされているかを改めて点検すること。
- 2 謙渡及び交付手続を厳守すること。また、譲受人又は交付を受ける者の職業その他から使用目的に不審な点がある者や安全な取扱いに不安があると認められる者には、譲渡又は交付しないようにすること。
- 3 毒物及び劇物の盗難、紛失の事態が生じた場合、又はその疑いがあると思われた場合には、直ちに警察署に届け出るとともに、速やかに、所管の行政機関に報告すること。

〔事務担当 くすり政策課企画・薬事係
環境保全課指導係〕

薬生薬審発 0130 第 2 号

平成 31 年 1 月 30 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物の適正な保管管理等のさらなる徹底について

毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより種々御配慮いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）において毒物に指定されている「シアノ化カリウム」（青酸カリ）を入れた医薬品を流通させるという脅迫文が複数の製薬会社と報道機関等宛てに届いたとの事案が発生しました。

つきましては、毒物及び劇物の適正な保管管理等のため、貴職において、下記の内容について、貴管下関係事業者等に対する周知徹底をお願いします。

なお、下記 3 において、貴管下関係事業者等から貴職に対し報告があった場合は、速やかに、医薬品審査管理課化学物質安全対策室に報告するようお願いします。

記

- 1 「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和 52 年 3 月 26 日付け薬発第 313 号薬務局長通知）、「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について」（平成 30 年 7 月 24 日付け薬生薬審発 0724 第 1 号）等を踏まえ、保管設備の点検、取扱量の定期点検、不要物の適正な廃棄等の保管管理が適切になされているかを改めて点検すること。
- 2 贈渡及び交付手続を厳守すること。また、贈受人又は交付を受ける者の職業その他から使用目的に不審な点がある者や安全な取扱いに不安があると認められる者には、贈渡又は交付しないようにすること。
- 3 毒物及び劇物の盗難、紛失の事態が生じた場合、又はその疑いがあると思われた場合には、直ちに警察署に届け出るとともに、速やかに、所管の都道府県、最寄りの保健所等に報告すること。



土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について

富山県生活環境文化部長から周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

環保第1224号
平成31年3月11日

関係団体の長 殿

富山県生活環境文化部長
(公印省略)

土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について（通知）

日頃から本県の環境保全の推進にご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

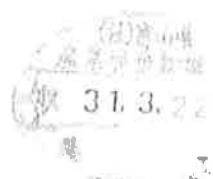
さて、平成29年5月19日に土壤汚染対策法の一部を改正する法律が公布（別添1の概要のとおり）され、そのうち改正法第2条については平成31年4月1日から施行されます。

また、国においては、この改正法の関係政省令等を公布（別添2の一覧のとおり）するとともに、改正後の土壤汚染対策法の厳正かつ実効性のある施行について通知されたところです。

貴団体におかれましては、改正法の趣旨について会員等に周知くださるとともに、土壤汚染対策の推進にご協力を賜りますようお願いします。

【事務担当】

環境保全課指導係 村澤
TEL 076-444-3144
FAX 076-444-3481



土壤汚染対策法の一部を改正する法律案の概要

土壤汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、土壤汚染状況調査の強化を図り、都道府県知事が汚染の除去等の措置内容の計画提出を命ずることとともに、一定の要件を満たす区域における土地の形質変更の届出及び汚染土壤の処理に係る特例制度の創設等の措置を講ずる。

背景

平成21年改正法(22年施行)の施行状況を点検した結果、以下の課題が明らかとなった。

[課題1] 土地の汚染状況の把握が不十分

工場が操業を続いている等の理由により土壤汚染状況調査が猶予されている土地において、土壤汚染状況の把握が不十分であり、地下水汚染の発生や汚染土壤の拡散が懸念。

[課題2] 汚染の除去等の措置に係るリスク管理が不十分

汚染の除去等の措置が必要な区域において、適切な措置が計画・実施されていなくても、是正の機会がなく、リスク管理が不十分。

[課題3] リスクに応じた規制の合理化が必要(※)

臨海部の専ら埋立材等に由来する汚染のある工業専用地域は、健康被害のおそれがないが、大規模な土地の形質変更を行う場合は、その都度、届出・調査が必要。

基準不適合が自然由来等による土壤であっても、区域外に搬出される場合には、汚染土壤処理施設での処理が義務付けられており、工事に支障。

【参考】現行の土壤汚染調査・対策の流れ

調査

- 有害物質使用特定施設の使用の廃止時(操業を続ける場合猶予)
- 大規模な土地の形質変更時 等

汚染あり

区域指定

- 要措置区域
(汚染の除去等の措置が必要な区域)
→ 都道府県知事が措置を指示
- 形質変更時要届出区域
(汚染の除去等の措置が不要な区域)
→ 土地の形質変更を行う場合は、その都度、届出が必要

汚染土壤の搬出規制

- ①②の区域内の土壤の搬出の事前届出
- 区域外搬出は汚染土壤処理施設での処理のみ可能

法律案の概要

*規制改革実施計画(平成27年6月閣議決定)において、平成28年度までに「臨海部の工業専用地域の土地の形質変更及び自然由来物質に係る規制の在り方にについて、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得て、措置する」とされている。

1. 土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大(第3条)

調査が猶予されている土地の形質変更を行う場合(軽易な行為等を除く)には、あらかじめ届出をさせ、都道府県知事は調査を行わせるものとする。

2. 汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等(第7条)

都道府県知事は、要措置区域内における措置内容に関する計画の提出の命令、措置が技術的基準に適合しない場合の変更命令等を行うこととする。

3. リスクに応じた規制の合理化(第12条、第16条、第18条)

- 健康被害のおそれがない土地の形質変更は、その施行方法等の方針について予め都道府県知事の確認を受けた場合、工事毎の事前届出に代えて年一回程度の事後届出とする。
- 基準不適合が自然由来等による土壤は、都道府県知事へ届け出ることにより、同一の地層の自然由来等による基準不適合の土壤がある他の区域への移動も可能とする。

4. その他

土地の形質変更の届出・調査手続の迅速化、施設設置者による土壤汚染状況調査への協力に係る規定の整備等を行う。

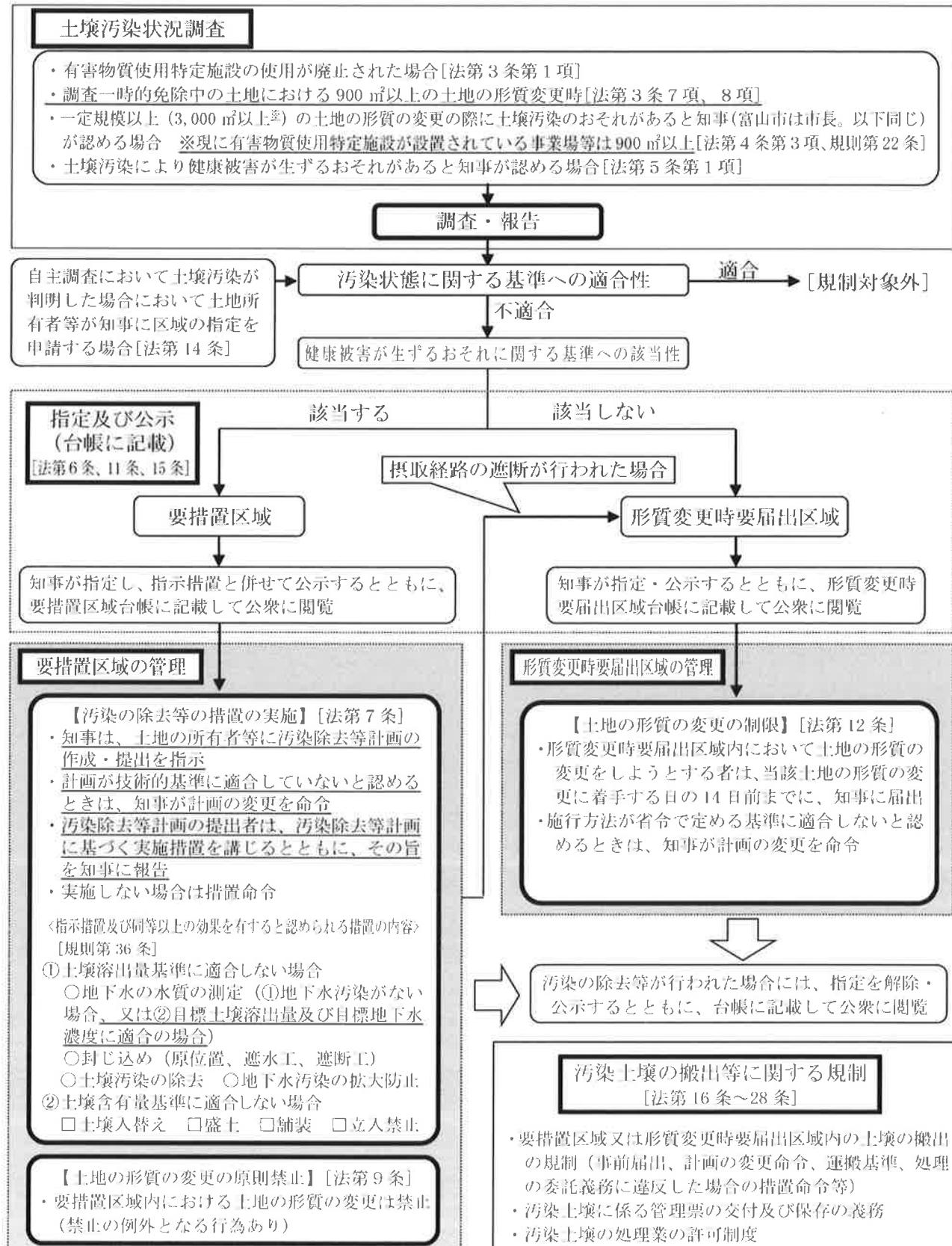
施行期日(予定): 1~3. 公布の日から2年以内で政令で定める日、4. 公布の日から1年以内で政令で定める日

土壤汚染対策法の主な改正の概要

法第3条、第4条及び第7条の
改正部分は下線部のとおり

○対象物質：①有害物質を含む土壌を摂取すること、②土壌中の有害物質が地下水に溶出し、当該地下水を摂取することの2つの経路に着目し、土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある有害物質として政令で指定した26物質（特定有害物質）

○仕組み



塗膜の除去工事に伴い排出されるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理責任について

環境省環境再生・資源循環局から周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

環境規発第 1902263 号
環境施発第 1902261 号
平成 31 年 2 月 26 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制課長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

塗膜の除去工事に伴い排出されるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理責任について (通知)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただきているところ、感謝申し上げる。

さて、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号、以下「PCB 特別措置法」という。）第 3 条第 2 項の規定により、所有事業者は、確実にポリ塩化ビフェニル使用製品（以下「PCB 使用製品」という。）を廃棄し、又はその PCB 使用製品から PCB を除去（以下「廃棄等」という。）するよう努めなければならず。廃棄等されて生じたポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB 廃棄物」という。）は、同条第 1 項の規定により、保管事業者が自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない。

このため、PCB を含有した塗膜（以下「PCB 含有塗膜」という。）について、PCB 使用製品である PCB 含有塗膜を有する施設を保有及び管理する者がその廃棄等を行い、これにより PCB 廃棄物となつた PCB 含有塗膜を自らの責任において確実かつ適正に処理するものと解すべきである。

これを踏まえ、とりわけ PCB 廃棄物の処理について、以下の理由により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 21 条の 3 第 1 項において建設工事の元請業者を当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に係る事業者とする旨の規定は適用されないと解される。即ち、各都道府県・政令市における保有及び管理する施設の塗膜の除去工事を実施する業者（PCB 含有塗膜を有する施設を保有及び管理する者等）の指導を行ふ際に留意されたい。

- PCB 特別措置法第 1 条第 2 項による。同法は特別法。廃棄物処理法は一般法の関係

にあり、PCB 特別措置法に規定している事柄に関しては、まず同法の規定が優先的に適用され、廃棄物処理法の規定は PCB 特別措置法の規定に矛盾抵触しない範囲内でのみ補完的、二次的に適用されるのが原則であること

- ・ PCB 廃棄物については、廃棄物処理法に基づく排出事業者責任に加え、これまで長期にわたり保管されてきたことによる環境の汚染等への懸念、処理技術の実用化等を踏まえ、PCB 特別措置法に基づき、排出事業者に対して一定期間内の適正処理を行う義務を課していることを踏まえ、PCB 含有塗膜の除去工事において、その元請業者に当該義務を課すことは同法の趣旨に反すること

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

(以上)